

滋賀県外国人介護人材獲得強化事業募集要領

1 目的

外国人介護人材を確保する観点から、海外現地での働きかけを強化し、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組にかかる経費の一部を予算の範囲内において補助する。

2 補助対象者

県内で外国人介護人材の受け入れを考える介護サービス事業者（所管庁の指定を受けて介護保険法上の介護事業を行う法人）とする。

3 補助対象事業

外国人介護人材の受け入れを考える県内の介護サービス事業者が、海外現地で行う外国人介護人材確保の取組にかかる経費を補助する。

(1) 海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

(2) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

更なる外国人介護人材の確保を促進するため、海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集等を行う。

4 補助額

次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額に第3欄に定める補助率を乗じた額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 サービス事業者（1法人）につき年額500千円	補助対象事業の実施に要する費用 報酬、給料、報償費、職員手当等、共済費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）	2/3

上記に定める事業に係る経費であっても、次の各号のいずれかに該当

する経費については、補助対象から除外する。

- (1) 外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料
- (2) 監理団体に対して支払う監理費や、登録支援機関に対して支払う支援委託手数料
- (3) 食費、観光施設等利用料、治療費等の個人に属する経費
- (4) 消費税および地方消費税に相当する額

5 補助対象期間

交付決定日から令和9年2月28日まで（実績報告書の提出は事業完了後30日以内もしくは令和9年2月28日のいずれか早い日まで）

6 募集について

- (1) 提出物：応募様式および添付資料
- (2) 提出期限：令和8年11月13日（金）17時まで
- (3) 提出方法：メールにより提出
- (5) 提出先：滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課
介護・福祉人材確保係
メールアドレス：kaigojinzai@pref.shiga.lg.jp
- (6) 審査基準：以下の項目ごとに採点し、合計点数が高い事業者から決定します。ただし、合計点が20点以下のものは採択しません。
 - ①訪問国や実施方法が目的に対して適当であること。
（0点～10点）
 - ②外国人介護人材の受け入れ体制が整っていること。
（0点～10点）
 - ③他事業者と共同で実施していること。
（0点～5点）
 - ④事業に継続性があること。
（0点～10点）
 - ⑤自走に向けた計画となっていること。
（0点～5点）
- (7) その他：審査および交付決定は提出期限後に行う。

7 留意事項

他の補助金等によって助成されている場合は、本事業の補助対象とはならない。